

広島県告示第六百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十九年十一月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	旧		
エスマイル薬局あおぞら店	あおぞら薬局	庄原市西本町二丁目一五番三二号	平成二九年八月一日
ファーマシイ薬局吉田中央	ファーマシイ吉田中央薬局	安芸高田市吉田町吉田三七八二番地八	平成二九年九月一日